

2022年度 TUFS Joint Education Program (院生向け 短期研究留学支援) 説明会

2022年10月5日
留学支援共同利用センター



Joint Education Program(JEP)について

★JEPとは

- ☞ 大学院生が研究のために、海外渡航(留学)する際に**経済的支援**を行うもの
(短期研究留学のための奨学金制度)

★対象となる研究活動

- ☞ 本学での研究テーマに沿った内容で、海外の本学協定校の教員から**研究指導**を受けたり、フィールドワークを実施したり、文献調査や資料収集を行ったりするもの。(但し、フィールドワーク、文献調査・資料収集のみの活動は対象外)
- ☞ 本学協定校の教員から「**受入許可書**」等、受入を証明する書類を提出できるもの。
受入先は、原則として、本学協定校に限る。

★支援期間

- ☞ 原則として、本学の**夏学期**および**冬学期**期間内に実施するもので、活動期間が連続した**32日以上、3カ月以内**のもの。(渡航日程は含まない)



Joint Education Program(JEP)について

★応募資格

- ☞ 本学の大学院博士前期および後期課程に所属する**正規生**。(研究生は対象外)
私費留学生の応募は可能だが、国費留学生は応募不可。
- ☞ 学業成績が優秀であること。
前年度のGPAが、**2.5/3.0**以上であること。博士前期1年の場合は学部生4年次。
- ☞ 休学していないこと。
- ☞ 課程を修了する直前の学期に参加することは不可。

★募集人数

- ☞ 日本人学生(日本国籍、もしくは永住権を有する者):10名(年間)
- ☞ 私費留学生:8名(年間)
 - 夏学期に半数、冬学期に半数を割り当てるが、応募状況により調整あり。
 - 原則、支援を受けられるのは、1年間に1回。

★応募期限

- ☞ 夏学期実施分:2022年4月28日(木)
- ☞ **冬学期実施分:2022年10月23日(日)23:59 まで**





認められないプログラム

- 図書館での資料収集のみ
- フィールドワークのみ
- インタビューのみ
- ・・・など、受け入れ先がはっきりせず、受入先教員の指導を全く受けないケース。
- 活動期間が31日以下の場合は対象外

JEPとして認められるためには、受入先(大学等)があり、そこに所属する教員から研究指導を受けられることが必要最低条件となります。

また、国費留学生は奨学金の二重受給となるため、本制度には申請できません。



奨学金の支給額について

- 地域によって6万円～10万円(月額)が支給される
- 返済不要(支給型)

金額	主な地域
6万円 (丙地方)	中国、台湾、ブルネイ、メキシコ、コロンビア、キューバ、インド、モンゴル、エジプトなど
7万円 (乙地方)	カンボジア、タイ、インドネシア、ラオス、ベトナム、フィリピン、韓国、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、ポーランド、ブルガリア、チェコ、スロヴェニア、ウクライナ、リトアニア、ロシア(モスクワ以外)など
8万円 (甲地方)	アメリカ(指定都市以外)、カナダ、アイルランド、イギリス(ロンドン以外)、フランス(パリ以外)、ドイツ、オーストリア、オランダ、スイス(ジュネーブ以外)、スペイン、ポルトガル、イタリア、トルコ、ヨルダン、イランなど
10万円 (指定都市)	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、パリ、モスクワ、ロンドン、ジュネーブ

- 日本国籍、永住権保持者については[JASSO\(日本学生支援機構\)](#)から支給
- 留学生(留学ビザ保持者)については、本学の[国際教育支援基金](#)から支給



Joint Education Program

参加にあたっての注意点

- 本学の指導教員に相談のうえ、参加を決めて下さい。
- 経済的理由により、自費での参加が困難であることを証明するための書類を提出していただくことがあります。
- 応募する前に、渡航に必要な査証(ビザ)を確実に取得できることを確認してください。また、渡航にあたり必要な手続きや手配等は、すべてご自身で対応してください。
- 渡航の際は、本学指定の「学研災付帯海外留学保険」および「海外危機管理サービス(OSSMA)」に加入していただきます。(加入は必須です。但し、OSSMAは状況による。)
- 本学を修了する直前の夏学期もしくは冬学期にJEPに参加することはできません。(JEP参加が学位取得直前の学期ではないこと)



必要書類

- JEP留学計画書(留学計画および研究計画)
 - 指導教員と留学の計画について話し合い、研究計画、留学計画を立て、指導教員より署名・押印を受ける。
 - フォームは以下のウェブサイトからダウンロードすること。
<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/>
- 受入許可書(留学先の指導教員から入手)
 - 受入許可書のフォーマットは特に指定はありません。ただし、以下の点が必ず明記されている事。
 - ・学生氏名、受入期間、研究テーマ
 - ・受入先大学名、受入先大学の指導教員名、およびサイン※受入先の大学のレターヘッドが入った書類が望ましい。
 - 受入許可書のサンプルあり。
<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/>



必要書類

- 成績証明書

- 本部管理棟1階、教務課前に設置された自動発行機で入手可能。和文のもの。
- 本年度に入学したものが、夏学期に留学する場合は、以下の通りの対応とする。
 - 博士前期課程の学生 → 学部での成績証明書を提出
 - 博士後期課程の学生 → 修士課程での成績証明書を提出



申請方法

① オンライン申請フォームの登録

→ <https://business.form-mailer.jp/lp/a9934302165248>

上記フォームに登録には、「留学計画書」「成績証明書」「受入許可書」のアップロードが必要です。

ただし、「受入許可書」を申請期限までに入手できない場合は、後日、メールでの提出も認めます。ただし、渡航日が含まれる月の前々月末までに提出できない場合は、採用を取り消します。

(例)8月10日開始の場合、6月末までに提出すること。

夏学期渡航分:4月28日(木)23:59 締切
冬学期渡航分:10月23日(日)23:59 締切



【参考】経済に関する要件

・ 経済に関する要件

本学から授業料の全額・半額免除措置を受けているもの、JASSO 第二種奨学金在学採用の家計基準に合致するものを優先する。

年収・所得の基準額(目安) 【JASSO第二種奨学金在学採用】(大学院)
(学生自身の年間収入により判断します。)

	修士課程	博士課程
収入基準額	536万円	718万円

上記はあくまでも目安であり、世帯の状況等によって異なります。
給与所得の場合は、源泉徴収票の支払金額(税込)になります。
給与所得以外の場合は、確定申告書等の所得金額(税込)になります。

上記に関する質問項目が申請フォームに含まれています。自己申告となりますが、虚偽のないようにお願いします。

なお、基準を超える場合でも、応募は可能です。



JEP申請後の流れ(冬学期)

- 11月中旬までに審査結果をメールで通知します。
- 渡航にあたり必要な手続き(各自で行うこと)
 - ビザ申請(必要に応じて)
 - 航空券の手配
 - 宿泊先の手配
 - 海外留学保険への加入
 - 大学指定の「**学研災付帯海外留学保険**」への加入が必須
 - 加入方法は、採用者にメールでご連絡します。



JEP申請後の流れ(冬学期)

- 採用された場合は、以下の説明会に参加してください。
 - 奨学金受給候補者説明会
11月下旬
 - 渡航前オリエンテーション
12月中旬
 - 保険説明会
12月中旬

奨学金受給候補者説明会、渡航前オリエンテーションは、ショートビジットプログラム参加者向けの内容となりますが、JEPもショートビジットの制度に準じる部分がありますので、上記の説明会に参加して下さい。

開催時期は予定です。今後、変更の可能性もあります。



留学前：必要な提出書類

- ① 留学願
- ② 留学誓約書（承諾書兼誓約書）
- ③ 銀行振込依頼書
- ④ 留学前・留学後報告書（様式H-1）

渡航の3週間前までに

- ①～③は、留学支援共同利用センターに提出。
- ④は、留学前部分のみ入力して、メール添付で提出。

様式は以下のサイトからダウンロードできます。

<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/>

新型コロナウイルス感染症に起因する感染症危険レベル
2, 3地域への渡航の場合は、別途、渡航を許可する条件
を満たす必要があります。



留学中：在籍確認

指定様式の「在籍確認書」に記入、メールにて送信

独立行政法人日本学生支援機構 2022年度海外留学支援制度(協定派遣)
在籍確認書(派遣学生用)

日本の在籍校名

派遣先学校(機関)名

登録者番号
(例)HTA2211111101001

派遣期間
(西暦) 年 月 日 ~ 年 月 日

奨学金月額 円

年 月 分の奨学金を申請するにあたり、以下の内容を確認の上、
本在籍確認書を提出いたします。

①上記の日本の学校に在籍しています。
②上記の派遣先学校(機関)で行われる留学プログラムに、現在参加しています。
③上記で支給申請する月に留学先国・地域に滞在しています。
④届け出ている派遣期間に変更はありません。
変更が生じる場合は、速やかに日本の在籍校に連絡します。

提出日 派遣学生氏名

年 月 日

「支給対象月」ごとに提出
留学期間を31日ごとに区切って、
支給回数を決定。

留学日数	支給回数
32～62日	2
63～93日	3

例) 留学期間：7/28 – 9/10 (45日間)

例	7月	8月	9月
支給対象月	○	○	

1回目：7/28～31 に提出
2回目：8/1～31 に提出



留学後：必要な提出書類

- ① 留学終了届
- ② 留学報告書（本学の指導教員の署名・捺印要）
- ③ 修了証（留学先の指導教員等によるレター）
- ④ 留学前・留学後報告書（様式H-1）

帰国後3週間以内に

- ①～③は、留学支援共同利用センターに提出。
- ④は、留学後部分を入力して、メール添付で提出。

様式は以下のサイトからダウンロードできます。

<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/>



注意！

- 留学先大学への申込みは、指導教員と相談の上各自で行う。
- 申し込み後、万が一キャンセルする場合は必ず留学支援共同利用センターに連絡のこと。
- 渡航日程が変更になる場合も、必ず留学支援共同利用センターに連絡すること。奨学金の支給に影響することがあります。
- 各連絡は、オンライン申請の際に登録したメールアドレスに届きますので、適宜確認してください。
- 迷惑メールフォルダも随時確認してください。



留学の実施について

外務省海外安全情報にて発出されている危険情報、および感染症危険情報において、危険レベル2以上の地域への留学プログラムは実施しません。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)

- 渡航を中止または即刻帰国

レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)

- 渡航を中止または帰国

レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。

- 渡航を延期・中止または帰国

レベル1: 十分注意してください。

- 渡航を実施または継続するが、十分な注意を払う



留学の実施について

新型コロナウイルス感染症に起因する感染症危険情報において、危険レベル2、3地域へ渡航する場合。

通常の手続きに加えて、以下の対応を求めます。

- 危機管理サービス(OSSMA)の加入
- 新型コロナワクチンの接種を証明する書類の写しの提出
原則として、渡航の14日前までに有効とされる回数の接種を終えていること。
- 誓約書の提出(コロナ禍で渡航するうえでの確認事項)
学研災付帯海学の証書番号、OSSMA会員番号の記入が必須
様式は以下の通り。
<http://www.tufs.ac.jp/documents/student/NEWS/studyabroad/21061801.pdf>



問い合わせ先

留学支援共同利用センター(通称「トビタセンター」)

留学生日本語教育センター棟1階

メールアドレス: ryugakushien@tufs.ac.jp

電話番号: 042-330-5113

フォームのダウンロード元:

HOME > 在学生の方へ > 留学案内 > その他の留学プログラム

<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/>

